



産業リーダーの皆様、こんにちは。

台南市政府は産業経済の向上の為に、企業誘致・投資促進を優先事項とし、市政府の各種リソースを全面的に投入、資金、技術、人材、情報、マネージメントなどの項目を最適化して、産業全体の発展を推し進めています。

今期のメールマガジンは、産業の多元化・国際化への発展促進を目的に、国外の企業が台南の投資環境と台湾での投資における各種手続きの流れを理解する助けとなる情報を整理してお届けします。多くの外国企業が台南に投資・定着し、台南の美を発見、台南の良さを実感されるとともに、台南進出が限りないビジネスチャンスへと発展することを期待しています。台南市は皆様の産業政策に対するご意見やご提案を常に歓迎いたします。今後ともご指導ご鞭撻の程、宜しくお願ひ申し上げます。

台南市政府經濟發展局



## 台南投資を成功に導くために

### 1. 台南で会社設立をする華僑・外国会社が問題に直面した場合の窓口は？

華僑・外国会社による台南での投資申請に関するあらゆるご相談に台南市政府經濟發展局投資商務科の担当者が応じます。連絡先電話(06)298-2810

### 2. 外国人の投資家ビザ居住申請の方法は？

台湾へ投資をする外国人で投資金額20万米ドル以上の者は、「經濟部投資審議委員会」へ「投資証明」を申請し、ビザ申請書、パスポート原本及びコピー、投資証明などの書類を以て台湾の在外公館もしくは領事事務局で申請します。

### 3. 外国会社が台湾で会社を設立する場合の形態は？各形態の違いは？

外国会社が台湾で設立する会社は子会社、支社、事務所に分けられます。

#### ● 子会社

台湾の法律に基づき組織され登記される会社です。經濟部商業司に対して会社名称の予備審査を申請した後、經濟部投資審議委員会に対し投資認可の申請をします。その後所属する主管機関にて会社登記の手続きを行います。

## ● 支社

国外の法律により組織され登記される会社です。經濟部商業司に対し外国会社の認可及び支社設立登記、営利事業登記(工場設立登記及び輸入製造会社登記を含む)を申請します。

## ● 事務所

外国企業が台湾内における子会社、支社の設立営業の意思なく、代表者を指定して業務上の法律行為を行う場合、經濟部商業司へ指定代表者の届出をしなければなりません。常駐者が必要な場合は、規定により代表者事務所を設立する必要があります。



## 資本金の入出管理は？

### 1. 外国会社の資本金入出管理に関する規定

(1) 会社の年間累積為替決済が5000万米ドル未満を超えない場合、銀行で外国為替送金の手続きをします。5000万米ドルを超える場合は銀行経由で中央銀行に申請し、許可された後外国為替送金の手続きをします。

(2) 個人及び団体の年間累積為替決済が500万米ドルを超えない場合、銀行で外国為替送金の手続きをします。500万米ドルを超える場合は銀行経由で中央銀行に申請し、許可された後外国為替送金の手続きをします。

(3) 非居住者は1回の外国為替送金額が10万米ドルを超えない場合、銀行で外国為替送金の手続きをします。超える場合は銀行経由で中央銀行に申請し、許可された後外国為替送金の手続きをします。



## 土地の取得方法は？

### 1. 華僑・外国企業が台湾での投資にあたり土地を取得する方法は？

華僑・外国企業が台湾での投資にあたり土地を取得する方法の関連法令・規範は土地法にあり、その要点は以下のとおりです。

(1) 土地取得の申請が可能な投資事業範囲：住宅、営業所、事務所、商店及び工場、教会、病院、外国子女のための学校、在外公館及び公益団体の会合場所、墓地

(2) 土地取得の制限：外国人が購入または賃貸することのできない土地は、林地、漁地、狩猟地、塩地、鉱地、水源地、要塞軍備区域及び領域境界近辺の土地です。

(3) 申請手続き：申請者は申請書に関連書類を添付して、直轄市または県(市)政府に購入許可を申請します。土地の用途変更及び相続以外の移転を行う場合も同じく申請が必要です。



# 華僑・外国人の会社設立申請の流れ

## 一、華僑・外国人投資家が台湾で会社設立する際の登記手順

### (1) 会社名称及び営事業の予備審査申請：

会社名称と営業項目の予備審査は、經濟部商業司のウェブサイトから申請が可能です。また窓口にて記載事項を入力、プリントして申請することもできます。詳しくはこちら<http://gcis.nat.gov.tw/>

### (2) 華僑・外国人の投資認可申請：

申請書(僑外A)、会社名称及び営事業登記予備審査認可証明書、法人資格証明書などの関連書類を以て經濟部投資審議会へ申請します。

### (3) 投資額審査申請

經濟部投資審議委員会第一組により華僑・外国人の新事業投資が認可され、国外から送金が完了した後、投資額審査申請書(僑外C)、外国人投資認可証明のコピー、銀行の送金通知書、銀行の台湾ドルへの両替証明書、投資事業の銀行口座の残高証明書もしくは通帳のコピーを以て經濟部投資審議委員会へ申請します。

### (4) 会社設立登記申請：

営業項目の業務に認可を得る為、その事業の所属する主管機関より設立準備の認可を得た後、申請書、その他機関の認可証明(投資審議委員会の投資認可証明、資金確認証明)、設立登記表など関連書類を以て、主管機関へ申請します。

### (5) 営業登記申請：

営業者設立登記申請書を、会社設立登記の完了後から営業開始前までに会社所在地の国税稽徴機関に提出申請します。

### (6) 工場設立登記申請：

工場を設置する場所により異なります。一般工業区の工場の場合、工場設置後に環境保護局へ環境保護法規適合証明書類の発行を申請します。また經濟部もしくは市政府の認可証明、責任者の身分証明書、土地使用区分の証明(現地役所に申請)、建物測量成果図、建築物配置平面図、建物登記謄本、土地登記謄本など関連書類を整え、現地県市政府へ提出申請します。

### (7) 会社の英語名称の予備審査及び貿易商登記の申請：

經濟部国際貿易局へ英語名称の予備審査申請書及び貿易商登記申請書をオンライン、郵送、窓口への提出、ファックスにより申請します。

以上の投資あるいは事業は「華僑・外国人投資ネガティブリストー華僑・外国人投資の禁止・規制業種別項目」に基づき制限を受けます。詳しくはこちら

[http://www.moeaic.gov.tw/system\\_external/ctrl?PRO=LawsLoad&id=3](http://www.moeaic.gov.tw/system_external/ctrl?PRO=LawsLoad&id=3)



〈 図1 外国会社が台湾で会社を設立するまでの流れ  
— 台南市への投資を例として〉

\*会社設立登記申請：資本金額5億以下で台南市に設立する会社は、台南市政府が受理

\*営業登記申請：会社所在地の国税稽徴機関へ申請、台南市に設立する会社は財政部南区国税局が受理

\*工場設立登記申請：現地県市政府へ申請、台南市に設立する会社は台南市政府が受理

〈資料出典：經濟部投資業務処及び台湾投資ポータルサイト〉

発行部門：台南市政府経済発展局

本局窓口：投資商務科

発送/製作：財団法人工業技術研究院

住所：台南市六甲區工研路8號519室

電話：+886-6-6939113 FAX：+886-6-6939055

このメールマガジンに掲載の図表、データ、写真の無断転載を禁じます【台南市政府経済発展局 広告】



工業技術研究院  
Industrial Technology  
Research Institute